

火災共済改定のご案内

いつもひょうご共済の火災共済にご加入いただきありがとうございます。

当組合は、令和6年10月1日以降の共済始期日のご契約を対象に火災共済の制度改定を実施いたします。

主な改定内容についての概要を下記にてご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、この度の改定では、共済掛金に変更になっている場合がございますので、申込書記載事項をよくご確認のうえ、ご不明な点がございましたら代理所または当組合にご相談くださいますようお願いいたします。

1. 共済掛金率の改定

① 自然災害の増加を主な要因とする共済掛金率の改定

前回の改定(令和4年10月)以降も全国的に大規模な自然災害が多発しており、直近の統計結果をもとに再算出した掛金率への改定を実施しました。

② 住宅物件の水災掛金率細分化

「住宅物件」(併用住宅含む)について市区町村ごとの水災リスクに応じ、水災掛金率を5区分に細分化しました。

③ 築浅割引の割引率の改定

共済の対象を「建物」とするご契約に対し適用している「築浅割引」の対象期間・割引率を変更・拡大しました。

現 行	
築年数区分	築浅割引率
築年数10年未満	最大60%割引
築年数10年以上20年未満	最大30%割引



改 定	
築年数区分	築浅割引率
築年数5年未満	最大70%割引
築年数5年以上10年未満	最大60%割引
築年数10年以上20年未満	最大30%割引

④ 築年数による係数の新設

築年数によるリスクを反映した共済掛金とするため、「築年数25年以上または築年数不明」の「建物」に対し「築年数による係数」を新設しました。

2. その他の改定

① 地震危険補償特約の改定

市区町村が発行するり災証明書の被害認定基準の「半壊」が、「中規模半壊」と「半壊」に分割・細分化したため、この変更に応じた改定を実施しました。ただし、お支払する共済金は「中規模半壊」・「半壊」とも地震共済金額の30%で改定前と変更はありません。

② 火災共済約款の改定

新しい生活様式への移行などの社会情勢の変化に対応するための補償範囲の拡大(新総合火災共済のみ)および補償内容・文言の定義を明確にするための改定を実施しました。

③ Web約款への移行(ペーパーレス)

当組合ではSDGsへの取り組みおよび地球環境保護の観点から、約款の基本的なご提供方法をWeb約款(火災共済を当組合と共同実施する全日本火災共済協同組合連合会のホームページから閲覧いただけます。)に移行させていただきます。なお、紙の約款をご希望の場合は、ご契約お手続き時にお申し付けください。

